

○ 医療施設における夏期の節電の取組に係る節電行動計画について

当院は、東北電力管内における電力の大口需要家となるため、医療施設における夏期の節電の取組に係る「節電行動計画」を下記のとおり作成いたしました。

皆様には、なにかとご不便をおかけいたしますが、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するために、当院も節電対策を行ってまいりますので、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

■ 節電行動計画(1枚目)

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
950kW	BO2a00277	950kW	0.85	808kW	1.00	950kW
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		900kW		5.26%		

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施 予定	実行 確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室等の照明を半分程度消灯する。】	◎	
	②使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外など）は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の各室の照明を消灯する。】	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門等に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、厨房、管理部門は27～28℃に冷房温度を設定する。】	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の各室の空調を停止する。】	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南側の窓についてはカーテン及びブラインドにより日差しを遮る。】	◎	

日付	日付
6/27	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：「節電のお願い」等を院内各所に掲示し、さらに朝礼での節電確認を行う。】	○	
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：院内運営会議での節電啓発と施設管理担当による節電実施確認を行う。】	○	
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：職員に対する節電方法の情報提供を行う。】	○	
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：】	×	
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：各所において天井照明の間引きを行うとともに、必要時以外の消灯を行う。】	○	
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：タイムスケジュールと外気温度による外気取り入れの調整を行う。】	○	
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：定期的な点検により空調機器のフィルター清掃を行う。】	○	
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：搬入口は開放厳禁とし冷気流失を防止する。】	○	
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：冷温水発生機による冷暖房を優先的に使用する。】	○	
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：調理機器のこまめな電源の入切を行う。】	○	
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：】	—	
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：暖房便座の使用を抑える。(スイッチを切る)】	○	
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、売店の開店時間は自動販売機の使用を中止する。】	○	
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：デマンド監視装置を契約電力量から約5%減少させた数値に設定する。】	○	
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：】	—	
	㉑		
	㉒		
	㉓		
	㉔		

日付	日付
6/27	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。